介護予防・日常生活支援総合事業

通所型サービスのチェック表（現行相当サービス）

**指定申請に関わる添付書類一覧**

|  |  |
| --- | --- |
| 事業所名 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 摘要 | | | | |
| 番号 | 添　付　書　類 | 参考様式等 | 確認欄 | 現行相当 |
| １ | 指定申請書（新規）又は（更新） | 様式第１号（新規）、様式第２号（更新） |  | ○ |
| ２ | 指定申請に係る添付書類一覧（当該様式） |  |  | ○ |
| ３ | 付表　通所型サービス（現行相当、緩和した基準Ａ）の指定に係る記載事項 | 付表２ |  | ○ |
| ４ | 事業所の運営規定 | 参考例 |  | ○ |
| ５ | 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（※１） | 参考様式１ |  | ○ |
| ６ | 従業者の資格者証、修了証等の写（※２）（※３） |  |  | ○ |
| ７ | 生活相談員の経歴書（社会福祉士、社会福祉主事任用資格、精神保健福祉士、介護福祉士、介護支援専門員の資格を有しない場合） | 参考様式１２ |  | ▲ |
| ８ | 看護職員の確保に係る病院等の設置者との契約書の写（病院等との連携により看護職員を確保する場合） |  |  | ▲ |
| ９ | 従事予定の確認票（管理者及び従事者）（※３）（※４） | 参考様式１３ |  |  |
| １０ | 管理者の経歴書 | 参考様式２ |  | ○ |
| １１ | 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要 | 参考様式６ |  | ○ |
| １２ | サービス提供実施単位一覧表 | 参考様式７ |  | ○ |
| １３ | 事業所の設備等に係る項目一覧表（設備・備品等一覧） | 参考様式５ |  | ○ |
| １４ | 平面図、写真方向図、写真（カラー）（※５）  （写真：外観、玄関、食堂・機能訓練室、静養室、相談室、事務室、浴室、トイレ等） | 参考様式３ |  | ○ |
| １５ | 建築・消防に係る検査済証等の写、又は関係部署との協議書等（※６） | 協議書参考例 |  | ○ |
| １６ | 三重県食品衛生規則第５条の届出等の写（※７） |  |  | ▲ |
| １７ | 申請者の定款等 |  |  | ○ |
| １８ | 申請者の履歴事項全部証明書（法務局の法人登記簿謄本）（※４） |  |  | ○ |
| １９ | 役員等名簿（管理者を含む） | 参考様式９－２ |  | ○ |
| ２０ | 誓約書（介護保険法に基づく欠格要件に該当しない旨） | 参考様式９－１－②（予防） |  | ○ |
| ２１ | 法人資産の状況（損益計算書、貸借対照表等）  （直近の法人決算書がない場合は、年間収支予定表） |  |  | ○ |
| ２２ | 総合事業算定に係る体制等に関する届出書  ／総合事業算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・居宅介護支援） |  |  | ○ |
| ２３ | 介護職員処遇改善加算届出書　（※８） |  |  | ▲ |

備考　摘要欄に「○」印を付した欄の添付書類は、必ず添付してください。

　　　摘要欄に「▲」印を付した欄の添付書類は、必要に応じて添付してください。

　　　添付書類は、番号順に並べてください。

※１　事業の開始予定月について記載してください。

※２　勤務に従事するために必要な資格者証等のコピーを添付してください。

　　　結婚等により、現在の姓と資格者等の姓が異なる場合は、戸籍抄本、運転免許証の裏書、年金通帳のコピー等、改姓の状況が確認できるものを添付してください。

※３　介護職員、病院等との連携により確保する看護職員については不要です。

※４　町への提出は１部で結構です。

※５　食堂・機能訓練室については、内寸を記載し、基準上必要な面積（内法）が確認できるようにしてください。

※６　建築基準法、消防法に係る検査等を必要とする工事を行った場合は、検査済証等のコピーを添付してください。

　　　検査等は不要の場合も、予め関係部署に協議を行い、その結果を協議書（様式任意）として添付してください。

※７　厨房業務に係る保健所への届出書、又は保健所からの許可証のコピーを添付してください。

　　　（厨房業務を外部委託する場合は、委託業者の届出書又は許可証。）

※８　「介護職員処遇改善加算」を算定する場合は必要です。関係様式一式を添付してください。

　　　　（詳細情報 :http://www.pref.mie.lg.jp/CHOJUS/HP/00002902801\_00001.htm）